

北里大学保健衛生専門学院復学に関する細則

平成20年10月9日 制定

(趣旨)

第1条 この細則は、北里大学保健衛生専門学院学則第18条第3項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の復学の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 復学とは、休学期間を終了した学生が、学院長の許可を受けた上で、再び就学することをいう。

(復学手続)

第3条 復学を希望する者は、休学期間が満了する1ヵ月前までに、あらかじめクラス担任などの指導助言を受け、所定の様式（様式第1）に、その事由を具して、保証人連署の上、学院長に願い出なければならない。

2 休学の理由が病気・怪我の場合、医師の診断書を添付するものとする。

3 学院長は、第1項の願い出があった場合、書類及びその事由を確認した上で、教師会の議を経て、これを許可する。

4 学院長は、復学を許可した者に対し、復学決定通知（復学許可証。様式第2）を交付する。

(復学の年次)

第4条 復学の年次は、原則として休学時の年次とする。

2 復学する者は、学年の初めでなければ復学することができない。

(復学者の学費の取扱い)

第5条 復学を許可された者は、所定の学費を指定の期日までに納付しなければならない。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、教師会において決定する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。